

《Labor Communication 2019・1》

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。今年の年末年始は穏やかな天気、真っ青な空が多かったように思います。今年1年、皆様にとって良い年になりますようにお祈りしております。年賀状作成のシーズンは仕事も忙しくなり、プライベートの年賀状を書くのが億劫になります。毎年「今年で年賀状書くのを辞めよう…」と思うのですが、去年は11月初旬には年賀状を用意し中旬には書き上げていました！勝手なもので、昨年8月に産まれた子供の写真を年賀状に載せ、早く皆さんへのメッセージを書きたくて11月末には仕上げていました。今年の年賀状から私の気持ちに変化があり、今まで以上にお友達や親戚からの年賀状に映っている子供達の顔を見るのが楽しくなりました！こんなに成長したんだ～と年賀状を見ながら微笑んでしまいます。来年の年賀状はどんな写真を載せようかな。と今から楽しみです！（佐々木香里）

**労働施策  
基本方針**

★「労働施策基本方針」が閣議決定されました！

労働施策基本方針は、働き方改革実行計画に規定されている施策を中心とし、基本的な事項やその他重要な事項が書かれています。その中に、「国が目指す社会」が書かれていますのでご紹介します。①誰もが生きがいを持って、その能力を有効に発揮することができる社会 ②多様な働き方を可能とし、自分の未来を自ら創ることができる社会 ③意欲ある人々に多様なチャンスを生み出し、企業の生産性・収益力の向上が図られる社会 この3つを実現するために、働き方改革をすすめています。働き方改革の効果として、企業文化・風土の変革や賃金の上昇と需要の拡大、働く人のモチベーションの向上等を見込んでいます。働き方改革には年休強制付与や同一労働同一賃金など企業への負担に目が行きがちです。しかし、「働き方改革」は「稼ぎ方改革」です。労働生産性を向上し、労働参加率（女性、若者、高齢者、障がい者、外国人等の参加）の向上を目指します。そして稼いだお金で企業が成長し、個人へ分配するという好循環を生みます。「働き方改革は大変そうだ。」から、「どうやって稼ごうか。」に発想を転換し、労働施策基本方針に書かれている「誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会」にどのようにアプローチをしていくか考えていきましょう。



**電子申請の  
義務化へ**

★大企業の電子申請を義務化（2020年4月～）

社会保険の報酬月額届出、報酬月額変更届出及び賞与額届出について、大企業において2020年4月から義務化になりました。紙媒体、CD・DVD及び電子申請のいずれかを選択できる仕組みになっていましたが、電子申請推進の阻害要因となっているため、紙媒体及びCD・DVDによらず電子申請が義務化となります。今後労働保険の年度更新の手続きなどについても、同様の改正が行われます。中小企業についても、今後電子申請へ移行されると予想されますので、今から対応の検討を進めていきましょう。

**来年度の保険料  
について**

★来年度の雇用保険料率は据え置き、介護保険料率は上昇！

平成31(2019)年度の雇用保険料率は、今年度と同率（一般の事業 9/1,000、農林水産・清酒製造の事業 11/1,000、建設の事業 12/1,000）で変更しない方針のようです。介護保険料率は、1.57%から1.73%に上昇する見込みです。健康保険料率については、各都道府県で料率が異なります。今後の保険料率変更に関心を持ちましょう。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814  
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里      社会保険労務士 小野山 英男      特定社会保険労務士 小野山 真由美